

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 17 日

事業主各位

釧路公共職業安定所長

高年齢雇用継続給付に関する通知文送付廃止のお知らせ
(60 歳到達時賃金日額登録・高年齢雇用継続給付該当予定者一覧表)

当所の業務運営につきましては、日頃より、特段のご理解とご協力を賜り深謝申し上げます。

これまで当所では、高年齢雇用継続給付について、「60 歳到達時賃金日額登録・高年齢雇用継続給付該当予定者一覧表」を送付しておりましたが、厚生労働省の指示により、個人情報漏えいのリスク軽減の観点から全国一律で本通知の送付を廃止することとなりました。

今後は、事業所ごとに被保険者の生年月日等の把握にご留意いただき、60 歳（被保険者期間 5 年未満は 5 年）に到達する被保険者の高年齢雇用継続給付受給資格確認および 60 歳到達時賃金日額登録手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

また、該当予定者の有無の確認を希望される場合は、事業所または事業所より委託を受けた社会保険労務士の方から、¹「60 歳到達時賃金日額登録該当予定者照会票」をご提出いただくことで、文書にて回答いたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(雇用保険適用課 0154-41-1201 【21#】)

¹ 「60 歳到達時賃金日額登録該当予定者照会票」の様式は、雇用保険適用課の窓口で配布しているほか、ハローワーク釧路の HP に掲載しております。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00098.html

